

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、鴻巣市が策定した鴻巣市地域防災計画（平成27年3月作成）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画およびハザードマップ)

当市の地域防災計画、洪水ハザードマップによると、浸水想定河川として荒川および利根川の氾濫による浸水が想定されている。

荒川による浸水想定は荒川地域3日間の総雨量548mm、利根川による浸水想定は八斗島上流地域3日間の総雨量318mmとなっている。また当市のハザードマップによると、当会が立地する市街化地域においては、浸水深区分の被害想定地域にあてはまらないが、市内を流れる荒川沿い地域、吹上地域、熊谷バイパス沿い地域は、浸水深が2.0m～5.0mの浸水が想定される。

(地震：地域防災計画およびハザードマップ)

当市の防災マップによると、今後鴻巣市が想定している地震には、①東京湾北部地震、②茨城県南部地震、③元禄型関東地震、④関東平野北西縁断層帯地震、⑤立川断層帯地震がある。鴻巣市地域防災計画では、この5地震のうち現在、首都直下型地震として、最も切迫性を有している「東京湾北部地震」が発生した際、最大震度5強と想定されており、被害想定としては、建物被害が24棟、人的被害として負傷者が4人想定されている。また、もっとも被害が大きく想定されるのが、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、建物被害が13,853棟、人的被害が死者、負傷者2,578人と甚大な被害が想定されている。

(その他)

鴻巣市は過去に、比較的大きな災害は発生していないが、昨年発生した台風19号の際は、床下浸水（住宅）18棟、一部損壊（住宅の屋根・天井）が4棟あったほか、避難所を26

箇所開設し、市民2,650人が避難する状況となった。このときの課題等を整理、検証することで、今後、更なる災害に強い街づくりを進める必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 3,223人(平成28年度 経済センサス)
- ・小規模事業者数 2,486人(平成28年度 経済センサス)

【商工業者数の業種別内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス業	その他	合計
363	320	194	709	376	1,122	139	3,223

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

(ア) 防災計画

当市では、第6次総合振興計画内で「安全・安心に暮らせるまちづくり」を目指し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、「鴻巣市防災会議」を開設し、災害時の備えとして鴻巣市地域防災計画を策定している。

(イ) 防災訓練の実施

災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、当市では、防災関係機関との連携強化、関係団体、災害時の相互応援に関する覚書・協定締結団体、自主防災組織、地域住民と連携し、年1回総合防災訓練を実施する。

(ウ) 防災備品の備蓄

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資材等の備蓄に努めるほか、長期保存が困難な食料・生活必需品及び防災資機材など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るため、協定の締結に努める。

## 2) 当会の取組

- (ア) 小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画策定の普及啓発
- (イ) 埼玉県火災共済協同組合と連携した災害共済への加入推進
- (ウ) 事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携

## II 課題

現状では、鴻巣市と商工会の緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、損害保険・災害共済に対する助言を加える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する
- (2) 災害発生時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害状況報告ルートを構築する
- (3) 災害発生時速やかに復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年6月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と鴻巣市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、鴻巣市ハザードマップ及び鴻巣市地域防災計画を携行し、事業所立地場所の災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や備え（事業休業時の備え、水災補償等の損害保険共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や鴻巣市広報（広報かがやき）、鴻巣市役所ホームページ及び鴻巣市商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。さらに、高度な事業者BCP計画の策定時には、専門家を招き個社の支援を行うほか、事業者BCP策定の要望が多い場合には、セミナーも開催する。また、行政の施策や損害保険の紹介等も行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年度末までに作成。

3) 関係団体等との連携

埼玉県において中小企業者のための災害共済として、埼玉県内の事業者向けに災害共済の普及を推進する埼玉県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、市内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げる。さらに、経営指導員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。また、当会主催のBCPセミナーなどを共同で開催し、セミナー内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説き連携を図る。

#### 4) フォローアップ

小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。BCPは策定して終わってしまう事業者が多く、計画通りに実施されているか日々確認する必要がある、必要があれば計画の変更をすることが重要となる。定期的な巡回を実施し取組状況等を確認し、適切な支援を行う。また必要があれば外部の専門家を招き、職員と専門家が協力してBCPの支援にあたる。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害等が発生したと仮定し、鴻巣市と連絡ルート等の確認をする。(具体的な訓練は必要に応じて実施する。)

### < 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

当会連絡網やSNS等を利用して、発災後2時間以内に、役職員の安否報告・業務従事の可否報告を行う。併せて、把握できうる大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等についてまとめ、当会と鴻巣市で共有する。そのうえで、応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と鴻巣市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。また、下記「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」の資料を基に、警戒レベル3以上の出勤は必ず控える。

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報<sup>※1</sup></li> <li>氾濫発生情報</li> </ul>	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>危険度分布「非常に危険」(うす紫)</li> <li>氾濫危険情報</li> <li>高潮特別警報</li> <li>高潮警報<sup>※2</sup></li> </ul>	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)<sup>※3※4</sup></li> <li>洪水警報</li> <li>危険度分布「警戒」(赤)</li> <li>氾濫警戒情報</li> <li>高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)</li> </ul>	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>危険度分布「注意」(黄)</li> <li>氾濫注意情報</li> </ul>	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報</li> <li>洪水注意報</li> <li>高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)</li> </ul>	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> <li>早期注意情報(警報級の可能性)</li> </ul> <small>注:大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合</small>	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※1 これまでに経験したことのないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指します。

※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

※3 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

引用元「気象庁ホームページ『防災気象情報と警戒レベルとの対応について』より」

・役職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。

下記の住居地一覧より、災害レベルの状況にもよるが、2～3名は出勤できるものと想定する。

【役職員の居住地一覧】

市町村	鴻巣市	北本市	行田市	蓮田市	本庄市
1 4 名	7 名	2 名	3 名	1 名	1 名
通勤距離 (概算)	0.5～7 km	5～6 km	8～10 km	20 km	25 km
商工会への 通勤方法	徒歩2名 自転車2名 車1名 電車2名	車	車2名 電車1名	電車	電車
所要時間	5～25分	10～15分	20～25分	50分	50分

- ・大まかな被害状況を確認し、発災後2日以内に情報共有を進める。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

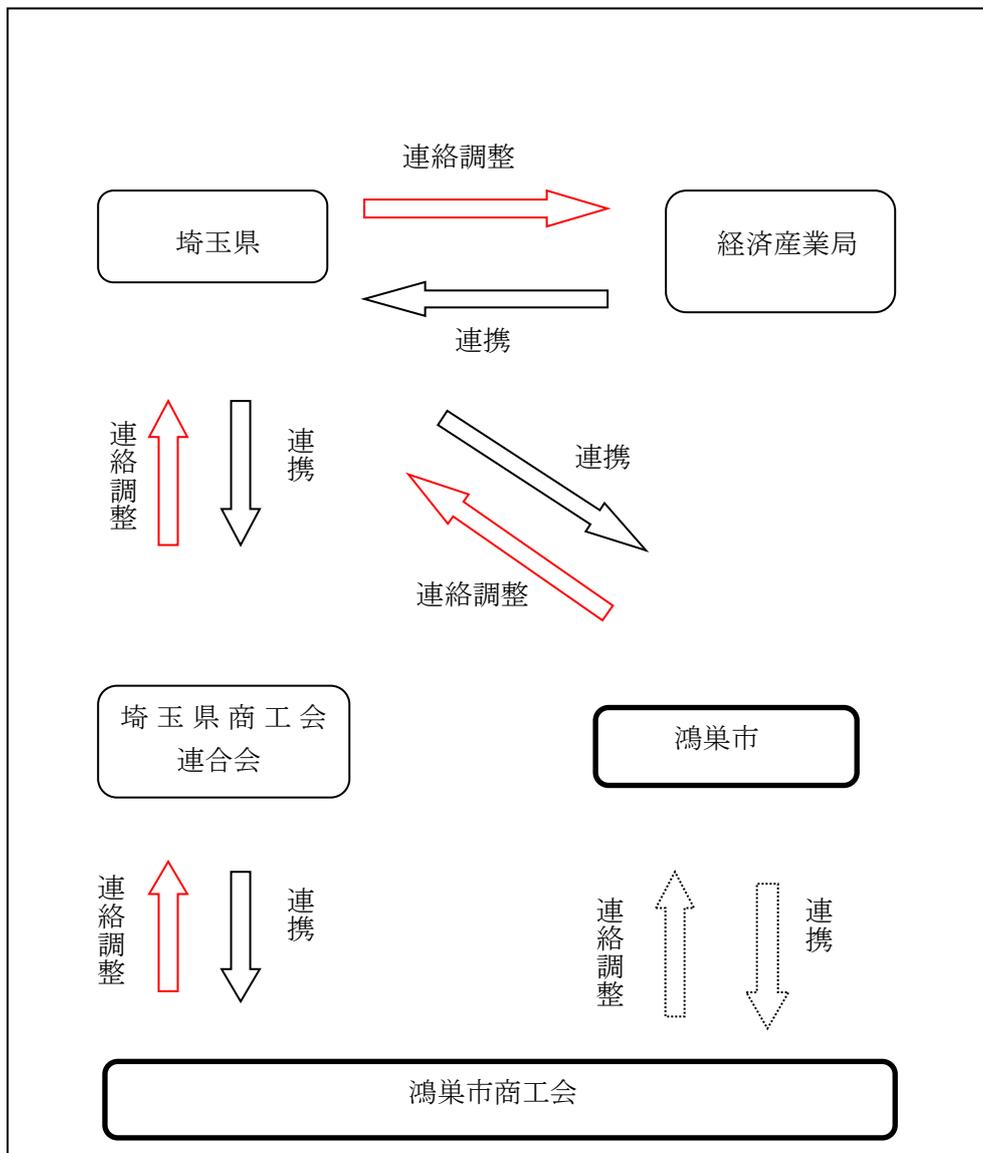
※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と鴻巣市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当会と鴻巣市は自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができるような体制をとる。
- ・当会と鴻巣市は、二次被害を防止するため、被災地域での活動方針について決める。
- ・当会と鴻巣市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と鴻巣市が共有した情報を、埼玉県で指定する方法にて当会又は鴻巣市より埼玉県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、鴻巣市と協議する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・融資希望者の取りまとめ／斡旋等の協力、金融の特別措置について小規模事業者等に周知を図る。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

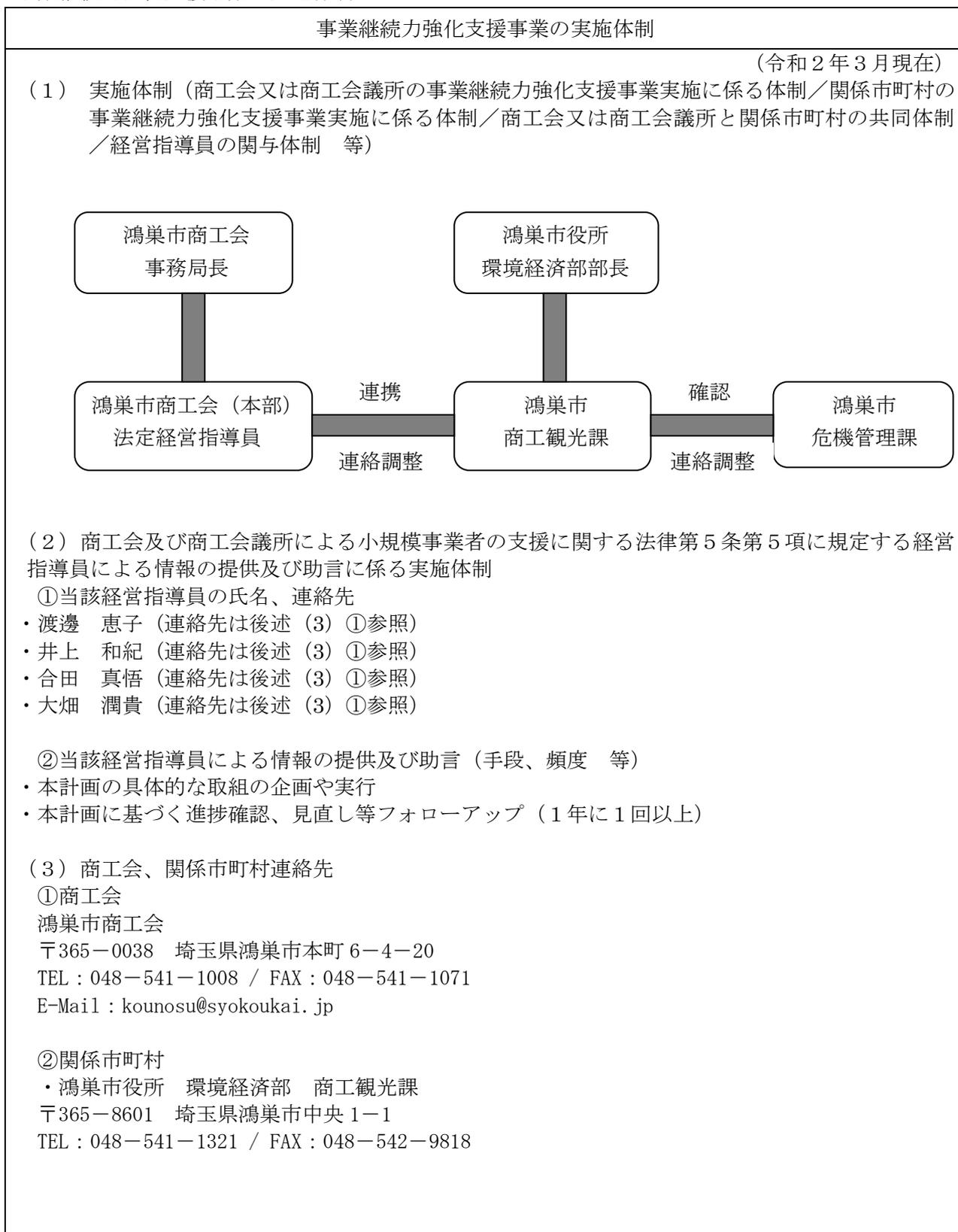
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や上部団体である埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ・被災事業者に対する復興および再建のための有効な施策（国・県および市の施策）等については、郵送やホームページ等で早期に小規模事業者へ周知する。
- ・経営指導員は、被災した小規模事業者に対して事業再建のための運転資金や設備資金の融資斡旋を行う。
- ・共済担当職員は、火災保険、地震保険、損害保険等の請求手続きを支援する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣	50	50	50	50	50
セミナー 開催費	50	50	50	50	50
パフレット・チ ラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鴻巣市補助金、埼玉県補助金、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル7階 TEL048-641-9203 / Fax048-645-6984
連携して実施する事業の内容
①災害共済の周知 災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。  ②災害時の復旧に必要な金額算定に伴うBCP計画等の策定推進 埼玉県火災共済協同組合の担当者巡回時に於いて、災害共済の加入推進とともにBCP計画等の策定の重要性を説明する。  ③BCPセミナーの共催 セミナー内において組合担当者による災害共済の案内を行い、災害時の備えの必要性を説明する。
連携して事業を実施する者の役割
①災害共済の加入推進 ②災害想定時の復旧必要額算定によるBCP計画等の紹介及び周知 ③BCPセミナーの共催
連携体制図等
<pre>graph TD; A[鴻巣市商工会 事務局長] --- B[鴻巣市商工会 (本部) 法定経営指導員]; C[埼玉県火災共済協同組合 理事長] --- D[担当職員]; B --- E[連携]; D --- E; E --- F[連絡調整]; B --&gt; G[災害共済の周知 BCP 計画の策定支援]; D --&gt; H[災害共済の加入推進 BCP 計画等の周知]; G --- I[地域事業所]; H --- I;</pre>

